

# 鳥取DMAT運用マニュアル

平成23年 2月 発行

平成25年10月 改正

令和 2年 3月 改正

鳥 取 県

## 目 次

I	はじめに	2
II	DMA T 指定病院の指定等	5
III	DMA T の標準的運用体制	6
IV	県内局所集団災害における初期対応	14
V	鳥取DMA T 派遣に関する流れについて	19
VI	鳥取DMA T 出動フロー図	22

## 資 料

資料1	DMA T 指定病院	27
資料2	県関係機関一覧	27
資料3	消防機関一覧	28
資料4	医療関係機関一覧	28
別紙1	DMA T 標準医療資機材（赤・黄・緑バック）	29
別紙2	DMA T 標準医療機器・関連機材	32
別紙3	DMA T 標準薬剤リスト	33
別紙4	DMA T 標準資器材	34

# I はじめに

## 1 目的

このマニュアルは、鳥取DMAT運営要綱（以下「DMAT運営要綱」という。）及び鳥取DMAT運用計画に基づき実施する災害派遣医療チーム（以下「鳥取DMAT」という。）に関して、出動要請等に係る具体的な手順等を定め円滑な運用を図ることを目的とする。

### ＜DMAT運用にあたって関係機関が留意すべき基本的事項＞

- ① DMATは、災害発生時における鳥取DMAT指定病院の状況によっては必ずしも直に出動ができない場合もあり得ることから、その状況を勘案して派遣されるものである。
- ② 災害時に被災地において緊急治療などの災害医療活動をできるだけ迅速に行うことが死亡や後遺症の減少につながることを期待されるものであり、関係機関とDMATは連携し活動を行うよう努めるものである。

### ＜本マニュアルの構成＞

- 鳥取DMAT指定病院の指定等  
鳥取DMAT指定（予定）病院が行う指定手続き及び隊員名簿の報告について記載。
- 鳥取DMATの標準的運用体制  
鳥取DMATの待機、出動、活動の標準的な運用を記載。
- 局所集団災害時における初期対応  
特に「県内の局所集団災害時」の際に、消防機関等からの派遣依頼を契機とした迅速な対応をとるための派遣要請方法、出動方法等について記載。
- 具体的な手順について「手順書」に記載。

## 2 関係機関

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 鳥取DMAT指定病院 | 資料1のとおり |
| (2) 県関係機関      | 資料2のとおり |
| (3) 消防機関       | 資料3のとおり |
| (4) 医療関係機関     | 資料4のとおり |

## 3 DMATの概要

### (1) DMAT

DMATは、大災害などが起こった場合にいち早く現地に駆けつけて緊急治療を施す医療チームで、災害発生後の概ね48時間以内の初期段階における急性期の医療救護活動を行う。

＜参考＞DMATは1984年にアメリカで医師と看護師によって組織されたもので、Disaster Medical Assistance Teamの頭文字。

(2) チーム編成

鳥取DMATは、医師・看護師・業務調整員等により、原則1チーム5名の編成で活動を行う。(例：医師1名、看護師2名、薬剤師1名、業務調整員1名)

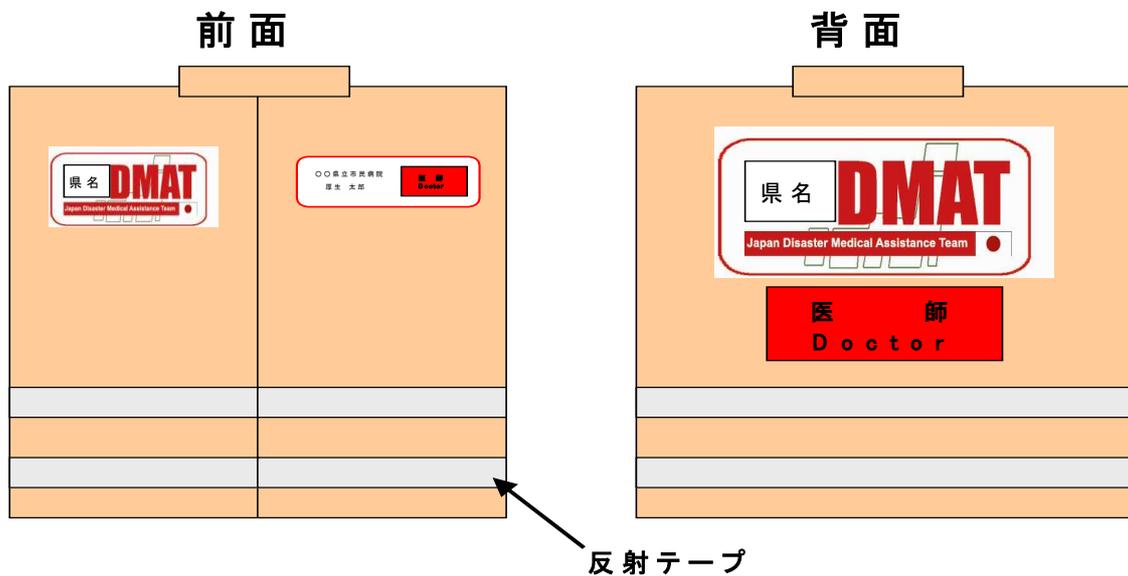
※日本DMAT活動要領の規定

1隊の構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とする。

(3) ユニフォーム

被災地等において他の関係機関がDMATであること及び医師、看護師等の職種が判別できるように、DMATはユニフォームに以下のワッペンによる表示を付している。

ジャケットへのワッペン貼り付け例



DMATのワッペンについて



#### (4) DMATの標準的装備等

DMATの標準的な装備等は、概ね次のとおりである。

##### ① 携行医療資機材、医薬品

ア) 携行医療資機材は、別紙1を参考に整備する。

イ) 医薬品は、別紙2を参考に整備する。

##### ② その他の装備

###### ア) 安全装備

災害現場等において自身を保護するため、必要に応じ安全装備品を装着する。

###### 【安全装備】

ヘルメット、ゴーグル、防塵マスク、ひじ当て、すね当て、手袋、安全靴

###### イ) 通信機器

派遣先において、自己所属医療機関及び災害対策本部等との連絡体制、活動中における隊員相互の連絡体制を確立するため、通信機器を装備する。

###### 【通信機器】

衛星携帯電話 1台/1チーム、 トランシーバー 1台/隊員

※その他の装備等標準資器材は、別紙3を参考に整備する。

## 4 鳥取DMAT指定病院

- 鳥取県立中央病院 (基幹災害拠点病院：全圏域)
- 鳥取赤十字病院 (地域災害拠点病院：東部医療圏域)
- 鳥取県立厚生病院 (地域災害拠点病院：中部医療圏域)
- 鳥取大学医学部附属病院 (地域災害拠点病院：西部医療圏域)

## Ⅱ 鳥取DMAT指定病院の指定等

### 1 鳥取DMAT指定病院の指定

#### (1) 病院からの申し出

県内病院がDMAT運営要綱第3条に基づき指定を希望する場合は、要件を満たすことを記載した当該病院の長から知事あての書面を県医療政策課に提出する。  
(様式第1号、様式第1号別紙を添付。)

#### (2) 鳥取DMAT指定病院の指定

県は、鳥取DMAT指定病院の指定を決定したときは、当該病院の長あてに書面により通知するとともに、関係機関に対してその旨通知する。(様式第2号)  
鳥取DMAT指定医療機関の指定更新は5年ごとに更新する。

### 2 DMAT隊員名簿の報告

#### (1) 鳥取DMAT隊員の登録にあたり受講が必要な研修

DMAT運営要綱第4項に定める研修は、厚生労働省が実施する災害派遣医療チーム(DMAT)研修(以下「DMAT研修」という。)又は、鳥取県が主催する鳥取DMAT養成研修とする。

#### (2) 指定時の報告及び定期報告(毎年4月1日現在)

鳥取DMAT指定病院は、鳥取DMAT指定病院の指定を受ける際、並びに毎年4月1日現在の当該病院における鳥取DMAT隊員として登録する職員を決定した際は、県に対し速やかに報告を行う。(様式第3号及び様式第4号、様式第7号)

#### (3) 変更の報告

鳥取DMAT指定病院は、鳥取DMAT隊員名簿に変更があった場合は、変更箇所及び変更後の鳥取DMAT隊員名簿を30日以内に県医療政策課に登録する隊員の報告を行う。(様式第8号)

#### (4) その他

鳥取DMATは、鳥取DMAT指定病院に所属しているDMAT研修を受講したDMAT登録者により構成されることを基本とする。

鳥取DMAT指定病院においては、訓練、研修等により鳥取DMAT隊員に必要な知識の習熟が図られるよう努めること。

## Ⅲ 鳥取DMATの標準的運用体制

### 1 待機

鳥取DMATの待機は、出動することを前提とした体制確保であり、大規模地震等による広域災害発生に伴う自動待機及び県からの要請に基づく待機がある。

待機は、県内の運用可能な鳥取DMATを組織的かつ効率的に活用するための初期体制である。

鳥取DMAT及び鳥取DMAT指定病院は、待機の状態においては、出動の準備を行うとともに、災害の情報収集に努めること。

#### (1) 鳥取DMAT待機要請の手順

鳥取DMAT待機要請の手順 **手順書1**のとおり

#### (2) 待機の方法

鳥取DMAT隊員は、待機の必要があるときは、所属する鳥取DMAT指定病院に参集する。

ただし、鳥取DMAT指定病院の長がその必要がないと認めるときは、自宅待機とすることができるが、必要に応じ直ちに参集できる体制とすること。

#### (3) 出動準備

鳥取DMAT指定病院は、鳥取DMATの待機を開始したときは、鳥取DMAT出動のための体制を整える。

- ① 移動手段の確保
- ② 装備品の確認
- ③ 鳥取DMAT派遣に伴う本部機能（当該鳥取DMAT指定病院内）の立ち上げ準備

注) 以下**手順書**において、**県保健医療福祉対策本部**(医療政策課)が設置されていない場合は、「**県保健医療福祉対策本部**」の後に括弧書きで記載されている課に読み替える。

## 手順書 1 DMAT 待機要請手順

### DMAT の待機について

鳥取 DMAT の待機については、以下の場合がある。

- 1 鳥取県災害対策本部内の**県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）からの待機要請
  - (1) 広域災害発生時
    - ① 鳥取 DMAT 出動が必要になると予測される場合
    - ② 鳥取 DMAT の補充、交代が必要になると予測される場合
  - (2) 県内局所集団災害時
    - ① 鳥取 DMAT の補充、交代が必要になると予測される場合
- 2 日本 DMAT 活動要領に基づく自動待機
  - (1) 東京 23 区で震度 5 強以上の地震が発生した場合
  - (2) その他の地域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
  - (3) 津波警報(大津波)が発生した場合
  - (4) 東海地震注意情報が発表された場合
  - (5) 大規模な航空機墜落事故が発生した場合
- 3 鳥取 DMAT 運営要綱のみに基づく自動待機
  - (1) 鳥取県内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合
  - (2) 鳥取 DMAT の出動を要すると判断するような災害が発生した場合

以下に定める手順については、通信（電話、FAX、メール等）が機能する条件の基に定めている。  
県内大規模災害時など通信機能に障害がある場合は、衛星携帯電話を活用する等により、できる限り  
手順に準じた形で対応することとする。

### 【手順 1】

#### (1) 【県内】で上記 1 又は 3 に係る災害が発生した場合

〔県危機管理局 ⇄ 県医療政策課〕

県内における上記 1 又は 3 に係る災害発生情報は県防災局が入手し、その情報を県医療政策課に電話で連絡する。

※ 3 (2) に係る災害が発生した場合で、県医療政策課が先に情報を入手した際には県危機管理局に電話で連絡する。

※ 県医療政策課の連絡先は、資料 2 のとおり。

#### (2) 【県外】で上記 2 又は 3 (2) に係る災害等が発生した場合

〔県医療政策課 ⇄ 県危機管理局〕

県外における上記 2 又は 3 (2) に係る災害発生情報は県医療政策課が入手し、その情報を危機管理局に電話で連絡する。

※ 【県外】発生の場合は、医療政策課が「広域災害救急医療情報システム」(EMIS) 等により災害発生情報(日本 DMAT 活動要領に基づく自動待機をする災害等)を入手する。

※ 【県外】発生の場合で、県危機管理局が先に情報を入手した際には、県医療政策課に電話連絡。

**【手順2】** 〔**県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）

⇒ 鳥取 DMAT 指定病院、県危機管理局〕

- (1) 待機を要請する鳥取 DMAT 指定病院へ「鳥取 DMAT 待機要請書」（様式第 13 号）を F A X 送信  
※ 鳥取 DMAT 指定病院の連絡先は、資料 1 のとおり
- (2) 併せて、電話により鳥取 DMAT の待機を要請  
※ 災害時の概要（発生場所、災害の種別）を説明
- (3) 県危機管理局に電話で連絡
- (4) 災害時医療関係者に状況報告（鳥取 DMAT 関係機関連絡先一覧を活用）

**【手順3】** 〔鳥取 DMAT 指定病院〕

- (1) 「鳥取 DMAT 待機要請書」を確認のうえ、以下の事項について判断
  - ① 鳥取 DMAT 待機及び派遣の可否
  - ② 出動までに要する時間（見込み）

**【手順4】** 〔鳥取 DMAT 指定病院 ⇒ **県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）〕

- (1) 「DMAT 待機開始報告書」（様式第 14 号）を F A X 送信  
※待機又は出動不可の場合は、その旨を記載すること。  
※県医療政策課の連絡先は、資料 2 のとおり。
- (2) 併せて、電話により報告

**【手順5】** 〔**県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課） ⇒ 県危機管理局 〕

- (1) 「DMAT 待機開始報告書」を送付
- (2) 併せて、電話により報告  
※県危機管理局の連絡先は、資料 3 のとおり。

**【手順6】** 〔**県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）

⇒ 待機 DMAT 指定病院、県危機管理局〕

- (1) 待機の必要がなくなったときは、待機要請した DMAT 指定病院に「鳥取 DMAT 待機解除通知書」（様式第 15 号）を F A X 送信
- (2) 県危機管理局に電話で連絡
- (3) 災害時医療関係者に状況報告（鳥取 DMAT 関係機関連絡先一覧を活用）  
※派遣要請をする場合は、「鳥取 DMAT 待機解除通知書」は不要である。

## 2 派遣

県内大規模災害時には、鳥取DMATによる医療救護活動の要否判断及び効率的な鳥取DMATの活用を図る必要があることから、**県保健医療福祉対策支部及び鳥取市医療対策部（県福祉保健局及び鳥取市保健所）**等からの情報収集に基づき、鳥取DMATの派遣先及び派遣数をDMAT県調整本部（県医療政策課）が調整する。

また、県外大規模災害時においても、被災都道府県等からの鳥取DMATの派遣要請に対応できるよう県医療政策課が調整する。

### （1）DMAT派遣要請の手順

鳥取DMAT派遣要請の手順 **手順書2**のとおり

注）県内局所集団災害時における派遣要請の手順は別に定める。

### （2）関係機関との調整

- ① 鳥取DMAT派遣に係る関係機関との調整は、原則として**県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）が行う。
- ② 鳥取DMATの補充及び他都道府県への鳥取DMATの応援要請についても、DMAT活動拠点本部等からの情報収集を基に、原則として**県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）が行う。
- ③ 鳥取DMAT指定病院は、派遣要請に基づき出動した鳥取DMATから活動状況等の報告を受けたときは、**県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）に伝達する。

### （3）移動用車両

- ① 鳥取DMATが移動に際して使用する車両は、原則として自院において調達する。
- ② 移動に使用する車両等を借り上げにより調達するときは、**県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）に連絡し、事前の了承を得ること。
- ③ **県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）は、陸上での移動が適当ではないと認めるときは、ヘリ等による移動手段を調達するよう努める。

## 手順書2 DMAT派遣要請手順

### 1 鳥取DMAT派遣要請手順

【災害発生時】 〔**県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）〕

(1) **県保健医療福祉対策支部及び鳥取市医療対策部**等から被災状況の情報を収集

※ 鳥取DMAT派遣要請に当たって、概ね以下の情報が必要

- ① 被災地域における被災者数の情報
- ② 被災地周辺の道路状況
- ③ 被災地域内の災害拠点病院の被害状況

(2) 鳥取DMAT派遣が必要と判断した場合は、鳥取DMAT指定病院に対し以下の手順により鳥取DMATの派遣を要請

【手順1】 〔**県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課） ⇨ 鳥取DMAT指定病院〕

(1) 派遣を要請する鳥取DMAT指定病院へ「鳥取DMAT派遣要請書」（様式第9号）をFAX送信

※鳥取DMAT指定病院の連絡先は、資料1のとおり

(2) 併せて、電話により鳥取DMATの出動を要請

例：『〇〇地域で発生した大規模災害に伴い、鳥取DMATの派遣を要請します。  
概要等は、FAX送信した派遣要請書により確認願います。』

(3) 災害時医療関係者に状況報告（鳥取DMAT関係機関連絡先一覧を活用）

【手順2】 〔鳥取DMAT指定病院〕

(1) 「鳥取DMAT派遣要請書」を確認のうえ、以下の事項について判断

- ① 鳥取DMAT派遣の可否
- ② 出動までに要する時間（見込み）

【手順3】 〔鳥取DMAT指定病院 ⇨ **県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）〕

(1) 「鳥取DMAT派遣報告書」（様式第16号）をFAX送信

※出動不可の場合は、その旨を記載すること

(2) 併せて、電話により報告

例1：『鳥取DMATの出動を決定したので報告します。  
概要等は、FAX送信した派遣報告書により確認願います。』

例2：『鳥取DMATが出動できない旨決定したので報告します。  
FAX送信した派遣報告書により確認願います。』

※県医療政策課の連絡先は、資料2のとおり

**【手順4】** 〔**県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）

⇒ 各鳥取DMAT指定病院、県危機管理局、**県保健医療福祉対策支部等**〕

(1) 鳥取DMAT派遣に係る次の事項等を連絡

- ① 派遣鳥取DMAT名及び人数
- ② 活動の場所

※ 各鳥取DMAT指定病院へは、鳥取DMAT派遣報告書(写し)をFAX送信

※ 県危機管理局、**県保健医療福祉対策支部及び鳥取市医療対策部**への報告は、FAX送信。

**2 DMATの補充及び他都道府県へのDMATの応援が必要な場合**

〔**県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）、DMAT 県調整本部

⇒ 待機鳥取DMAT指定病院、応援県〕

(1) **県保健医療福祉対策支部**及びDMAT活動拠点本部と次の事項を調整

- ① 応援DMATの出動先、隊員数等
- ② 応援DMATの活動内容

(2) **県保健医療福祉対策本部**は、待機DMAT指定病院又は応援県(場合により厚生労働省)に応援を要請

例：『〇〇地域で発生した大規模災害に伴い、DMATの出動を要請します。  
概要等は、FAX送信した出動要請書により確認願います。』

(以下、出動要請を受けたDMAT指定病院との手順は**【手順2】**以下のとおり)

**3 ヘリ等によるDMAT搬送が必要な場合**

〔鳥取DMAT指定病院 ⇒ **県保健医療福祉対策本部**（医療政策課）

⇒ 県災害対策本部（県危機管理局）〕

(1) 当該鳥取DMAT指定病院から**県保健医療福祉対策本部**へ協議

県災害対策本部においてDMAT搬送手段の確保について調整の上、可否等を連絡。

- ① 搬送DMATの派遣先、隊員数・携行資機材等の確認
- ② 消防防災ヘリ又は自衛隊、警察等との調整（民間ヘリ、民間固定翼機は除く）

注) 国から指示がある場合には、これによるものとする。

また、危機管理局の調整は、派遣先の場外離着陸場への到着までとする。

**4 鳥取DMAT指定病院が移動用車両を借り上げる場合**

〔鳥取DMAT指定病院 ⇒ **県保健医療福祉対策本部**（県医療政策課）〕

(1) 当該鳥取DMAT指定病院から**県保健医療福祉対策本部**へ協議

- ① 借り上げ車両を必要とする理由
- ② 移動に使用する車両等の種別
- ③ 使用する期間及び借り上げに要する費用の見積もり

(2) **県保健医療福祉対策本部**において調整の上、可否等を鳥取DMAT指定病院へ連絡

### 3 活動

DMA Tの活動内容は、概ね次のとおりである。

#### (1) DMA T活動拠点本部（現地の災害拠点病院等に設置）での活動

- ① DMA Tは、DMA T活動拠点本部に到着したときは、次の報告を行う。
  - ア) DMA T活動拠点本部に、所属病院名及び隊員数を報告
  - イ) 所属病院に、DMA T活動拠点本部への到着及び現地災害状況を報告
- ② DMA Tは、DMA T活動拠点本部又は統括DMA T登録者の指示に基づき、以下の(2)～(4)の場所に出動し医療支援活動を行う。
- ③ 当該DMA Tが最先着隊のときは、DMA T活動拠点本部の当面の責任者として次の業務を担当する。

なお、統括DMA T登録者が後着したときは、指揮権等に移譲する。

  - ア) 被災情報の収集、伝達
  - イ) 各DMA Tの業務に係る調整（現地活動、域内搬送、病院支援の割り振り等）
  - ウ) 必要な資機材の調達に係る調整
  - エ) 県（**保健医療福祉対策支部等**）、市町村及び関係機関との連絡調整
  - オ) 後着隊の活動指示及び他医療チーム（医師会・日赤等）との調整

#### (2) DMA T・SCU本部での活動

- ① DMA Tは、出動先に到着したときは、次の報告を行う。
  - ア) DMA T・SCU本部に、所属病院名及び隊員数を報告
  - イ) 所属病院に、出動先への到着及び出動先の状況を報告
- ② DMA Tは、DMA T・SCU本部又は統括DMA T登録者の指示に基づき、医療支援活動を行う。
- ③ 当該DMA Tが最先着隊のときは、SCU本部の責任者として次の業務を担当する。なお、統括DMA T登録者が後着したときは、指揮権等に移譲する。
  - ア) 広域医療搬送に係る情報収集
  - イ) 各DMA Tの活動調整
  - ウ) 輸送手段の確保及び機材などの調達に係る調整
  - エ) 厚生労働省、県等関係機関との連絡調整
  - オ) 各SCU本部との連絡調整
  - ウ) 後着隊の活動指示及び他医療チーム（医師会・日赤等）との調整

※ SCU（ステージングケアユニット = **航空搬送拠点**臨時医療施設）

広域医療搬送の拠点として設置され、患者の症状を安定化するとともに、搬送時のトリアージを実施するための臨時的な医療施設。

#### (3) 病院支援での活動

- ① DMA Tは、出動先に到着したときは、次の報告を行う。
  - ア) 応援病院の病院長に、所属病院名及び隊員数を報告
  - イ) 所属病院に、出動先への到着及び出動先の状況を報告
- ② DMA Tは、応援病院の病院長の指示に基づき、医療活動を行う。

#### (4) 災害現場での活動

- ① DMATは、出勤先に到着したときは、次の報告を行う。
  - ア) 現地指揮本部（消防、警察等）に、所属病院名及び隊員数を報告
  - イ) 統括DMAT登録者に、所属病院名及び隊員数を報告
  - ウ) 所属病院に、出勤先への到着及び出勤先の状況を報告
- ② DMATは、DMAT活動拠点本部又は統括DMAT登録者の指示に基づき、医療支援活動を行う。
- ③ 当該災害現場での活動が、DMAT活動拠点本部から離れている場所で行う場合には、現地指揮本部（消防、警察等）の指揮下で活動することを基本とする。  
なお、現場最前線での医療活動の実施は、次の要件を備えていること。

##### <医療活動上の要件>

- ① 医療救護活動エリアにおけるトリアージ、応急処置、搬送の需要が充足されていること。
- ② 負傷者が次の状態であること。
  - i クラッシュ症候群が疑われる。
  - ii 救出に時間を要すると見込まれ、意識レベルの低下が著しい。

##### <安全上の要件>

- ① 指揮本部からの要請であること。
- ② 現場の安全が確保されていること。
- ③ 適切な装備をしていること。
- ④ 救出・救助を行う機関の隊員の誘導があること。

#### (5) その他の事項

DMAT隊員が負傷したときは、次によること。

- ① DMAT本部、現地指揮本部、統括DMAT登録者、所属病院への連絡。
- ② 原則として、当該DMATは活動を中止する。
- ③ 隊員への処置を最優先。

## IV 県内局所集団災害時における初期対応

鳥取県内で局所集団災害（交通災害や爆発、崩壊など限られた範囲で発生した災害をいう。）が発生した場合には、初動期の迅速な対応が求められることから、出動に関し以下のとおり特例を設ける。

なお、県内局所集団災害時には、基本的に各種通信（電話、FAX、メール等）機能や医療機関における診療機能が十分に活用できることから、こうした機能を活用し情報を共有しながら医療救護活動を行うことが重要となる。

### 1 県内局所集団災害の特徴

県内局所集団災害は、限られた範囲で発生した災害であり、次の点で広域災害との相違がある。

- ① 災害現場以外に被害はない。
- ② 広域災害時のように、一定の情報収集を経て派遣すべき地域等を選定する必要がない分、鳥取DMA Tの派遣依頼に直ちに応えられる。
- ③ 災害現場からの情報提供がないと鳥取DMA T派遣の要否判断が難しい場合がある。

※局所集団災害時における鳥取DMA T派遣については、派遣に要する時間を極力短縮するよう努めることが重要である。

### 2 鳥取DMA Tの派遣基準（県内局所集団災害の定義）

県内局所集団災害も踏まえ、鳥取DMA Tの派遣基準として以下のとおり規定している。したがって、県内局所集団災害の規模等は以下のとおりとする。

- ① 2名以上の心肺停止又は20名以上の傷病者が発生すると見込まれる場合
- ② 被災者の救出に時間を要する等、鳥取DMA Tが対応することで効果があると認められる場合。

### 3 鳥取DMA Tの派遣方法

県内局所集団災害時の迅速な対応を可能とするため、鳥取DMA Tの派遣方法を以下のとおり規定している。

- ① 知事が、指定病院の長に対して鳥取DMA Tの派遣を要請する。
- ② 鳥取DMA T指定病院の長は、派遣基準に該当すると判断した場合、知事の要請を待たずに派遣させることができる。
- ③ 被災地の消防機関の長は、派遣基準に該当すると判断した場合、鳥取DMA T指定病院の長に派遣を依頼することができる。

#### 4 災害現場に出動した消防機関等からの派遣要請の依頼

県内局所集団災害時において、災害現場に出動した消防機関等からのDMA Tの派遣要請依頼等の方法については、以下のとおり。

##### (1) 派遣要請の依頼

- ① 被災地の消防本部等から、県（医療政策課等）へ派遣要請を依頼する。
- ② 県は、できる限り速やかに鳥取DMA T派遣要請書（様式第7号）を鳥取DMA T指定病院へ送信する。
- ③ 県は、鳥取県内の局所集団災害に係る初期対応における鳥取DMA Tの派遣を要請するときの目安として、被災地域に応じて別表1により鳥取DMA T指定病院を選定する。ただし、災害の規模や内容により、派遣要請する鳥取DMA T指定病院が複数となる場合や被災地域の区分を超えて要請する場合がある。

**別表1** 県内局所集団災害時の初期対応に係る鳥取DMA T出動要請病院

被災地域	県から初期対応を要請する鳥取DMA T指定病院
東部地域	県立中央病院 鳥取赤十字病院
中部地域	県立厚生病院
西部地域	鳥取大学医学部附属病院

注1) 本表は、局所集団災害時において、県が派遣要請する鳥取DMA Tを選定するための参考である。

注2) 県は、この病院に連絡し派遣に係る調整を依頼するものとする。

##### (2) 移動用車両の考え方

県内局所集団災害時における初期対応の際の鳥取DMA Tの移動用車両の確保に関しては、以下のとおりとする。

- ① 鳥取DMA Tが移動に際して使用する車両は、原則として自院において調達する。
- ② 移動に使用する車両等を借り上げにより調達するときは、県（医療政策課）に事前に連絡すること。
- ③ 鳥取DMA T指定病院において車両が調達できない場合で、各消防機関で調整を行うことにより準備が可能な場合は、消防機関の車両による鳥取DMA T搬送の支援も可能とする。なお、その際は県（医療政策課）に事前に連絡すること。

## 5 出動

県内局所集団災害時のDMA T派遣方法は、以下のとおり。

- (1) 局所集団災害時におけるDMA T派遣要請の手順  
手順書3あるいは手順書4のとおり

注) 上記に該当しない場合は、手順書2によること。

- (2) 関係機関との調整

ア) 鳥取DMA T派遣に係る関係機関との調整は、原則として、県（医療政策課）が行う。

イ) 鳥取DMA T指定病院は、派遣要請に基づき出動した鳥取DMA Tから、活動状況等の報告を受けたときは、県（医療政策課）に伝達する。

- (3) その他

初期対応において派遣する鳥取DMA Tは、いち早く現場に急行することを第一優先とし、携行品は必要最小限として差し支えない。

### 手順書3 DMAT派遣要請手順（特例：消防機関判断）【県内局所集団災害時の特例】

県内局所集団災害時には、基本的に各種通信（電話、FAX、メール等）機能や医療機関における診療機能が十分に活用できることから、以下の手順により、情報を共有しながら医療救護活動を行うこととする。

#### 【手順1】 〔被災地の消防機関 ⇄ 鳥取DMAT指定病院〕

(1) 地域に応じ、別表1に記載された鳥取DMAT指定病院へ「鳥取DMAT派遣要請書」（様式第10号）をFAX送信。

(2) 併せて、電話により鳥取DMATの派遣を要請。

例：『〇〇地内で局所集団災害が発生しました。鳥取DMATの派遣を要請します。概要等は、FAX送信した内容により確認願います。なお、出勤の可否について折り返し連絡願います。また、可能な場合は、鳥取DMAT派遣報告書を県に送信してください。』

※ 鳥取DMAT指定病院の連絡先は、資料1のとおり

(3) 消防機関等は、県（医療政策課）に連絡。

#### 【手順2】 〔鳥取DMAT指定病院（別表1の病院）〕

(1) 派遣要請を受けた病院において、「鳥取DMAT派遣要請書」等を確認のうえ、以下の事項について判断し、消防機関へ出勤可否を連絡。

- ①DMAT 出勤の可否
- ②出勤までに要する時間（見込み）
- ③移動用車両の確保

(2) 出勤可、又は不可の場合は、【手順4】に進む。

#### 【手順3】 〔被災地の消防機関 ⇄ 県（医療政策課）〕

(1) 県（医療政策課）へ「鳥取DMAT派遣要請に係る報告書兼承認依頼書」（様式第11号）をFAX送信

(2) 併せて、電話により、鳥取DMATに関する情報提供を行う。

例：『〇〇地内で局所集団災害が発生し、消防機関から鳥取DMAT指定病院へ派遣要請を行いましたので報告します。また、派遣について承認をお願いします』

#### 【手順4】 〔鳥取DMAT指定病院 ⇄ 県（医療政策課）〕

(1) 「鳥取DMAT派遣報告書」（様式第16号）をFAX送信

※「出勤日時」には「出勤可能見込み時刻」を記載すること。

※移動用車両を借り上げにより調達するときは、「移動方法」にその旨記載すること。

(2) 併せて、電話により報告

例：『鳥取DMATの出勤を決定したので報告します。概要等はFAX送信した出勤報告書により確認願います。（なお、移動方法は〇〇〇を使います。）』

※県医療政策課の連絡先は、資料2のとおり

**【手順5】** 〔県（医療政策課） ⇨ 被災地の消防機関〕

- (1) 被災地消防機関等へ「鳥取 DMAT 派遣承認通知書」(様式第 12号)を F A X 送信
- (2) 併せて、電話により鳥取 DMAT 派遣承認に関する通知を行う。

例：『〇〇地内で局所集団災害が発生し、鳥取 DMAT 派遣要請の報告がありました件について承認しましたので通知します。』

※消防機関、鳥取DMAT指定病院の連絡先は、資料 1、3のとおり

**手順書 4** DMAT 派遣要請手順（特例：鳥取DMAT指定病院判断）  
【県内局所集団災害時の特例】

県内局所集団災害時には、基本的に各種通信（電話、FAX、メール等）機能や医療機関における診療機能が十分に活用できることから、以下の手順により情報を共有しながら医療救護活動を行うこととする。

**【手順1】** 〔鳥取 DMAT 指定病院〕

- (1) 知事からの派遣要請前に、派遣基準に該当する災害が発生したと判断した場合は、鳥取 DMAT を派遣する。

**【手順2】** 〔鳥取 DMAT 指定病院 ⇨ 県（医療政策課）〕

- (1) 県（医療政策課）へ「鳥取 DMAT 自主派遣報告書兼承認依頼書」(様式第 17号)を F A X 送信
- (2) 併せて、電話により鳥取 DMAT に関する情報提供を行う。

例：『〇〇地内で局所集団災害が発生し、当院から鳥取 DMAT を自主派遣しましたので報告します。また、派遣について承認をお願いします』

**【手順3】** 〔県（医療政策課） ⇨ 鳥取 DMAT 指定病院〕

- (1) 鳥取 DMAT 指定病院へ「鳥取 DMAT 自主派遣承認通知書」(様式第 18号)を F A X 送信
- (2) 併せて、電話により、鳥取 DMAT 派遣承認に関する通知を行う。

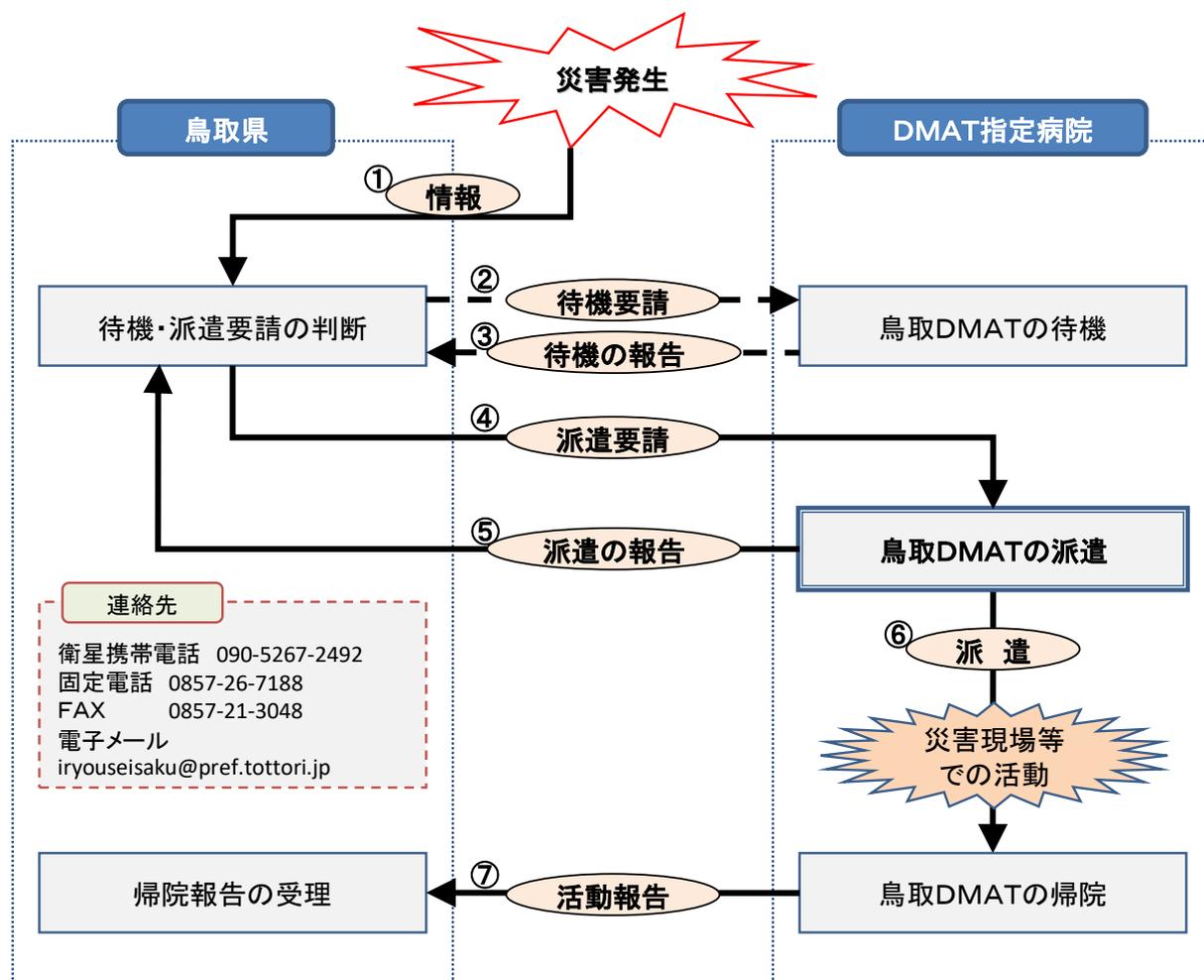
例：『〇〇地内で局所集団災害が発生し、鳥取 DMAT 自主派遣の報告がありました件について承認しましたので通知します。』

※消防機関、鳥取DMAT指定病院の連絡先は、資料 1、3のとおり

## V 鳥取DMAT派遣に関する流れ

原則

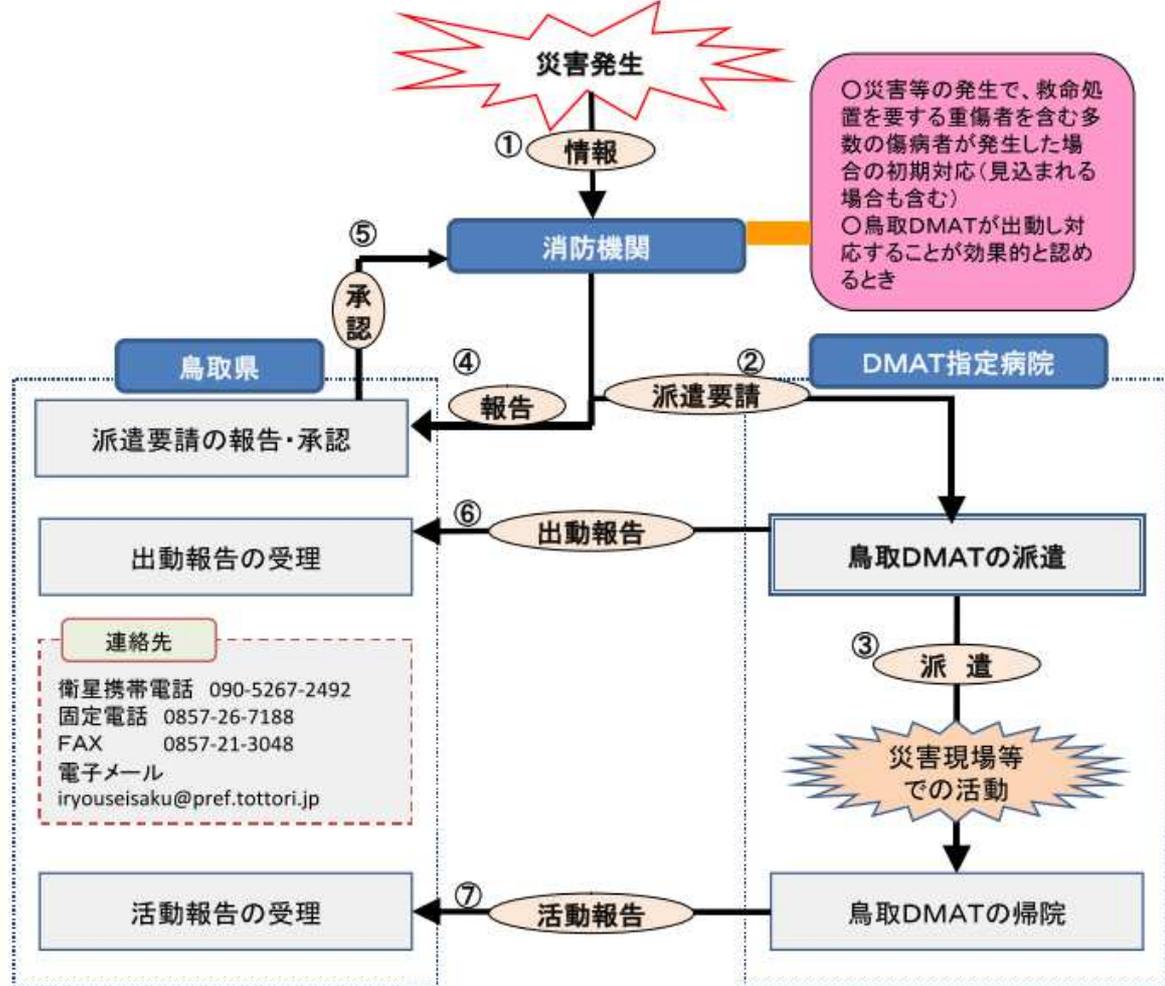
### 鳥取DMATの派遣に関する流れについて



区分	番号	実施主体	内容
情報提供	①	消防局、感知など	災害等の発生を知った消防局などは、医療政策課に情報提供する。
待機要請	②	医療政策課	災害等の発生の情報を得た医療政策課は、派遣基準に該当する可能性がある場合は、電話によりDMATの待機を要請する。
		DMAT指定病院	待機要請を受けた指定病院の長は、所属するDMATを待機させる。
待機の報告	③	DMAT指定病院	指定病院の長は、待機の開始又は待機できないことを医療政策課に電話により報告する。
派遣要請	④	医療政策課	災害等の発生の情報を得た医療政策課は、派遣基準に該当すると認めるときは、電話によりDMATの派遣を要請する。
派遣の報告	⑤	DMAT指定病院	指定病院の長は、派遣の決定又は派遣できないことを医療政策課に電話により報告する。
派遣	⑥	DMAT指定病院	派遣要請を受けた指定病院の長は、所属するDMATを派遣する。
活動の報告	⑦	DMAT指定病院	出動したDMATは活動終了後、指定病院の長を通じて報告書を医療政策課に提出する。

特 例  
(消防機関の要請)

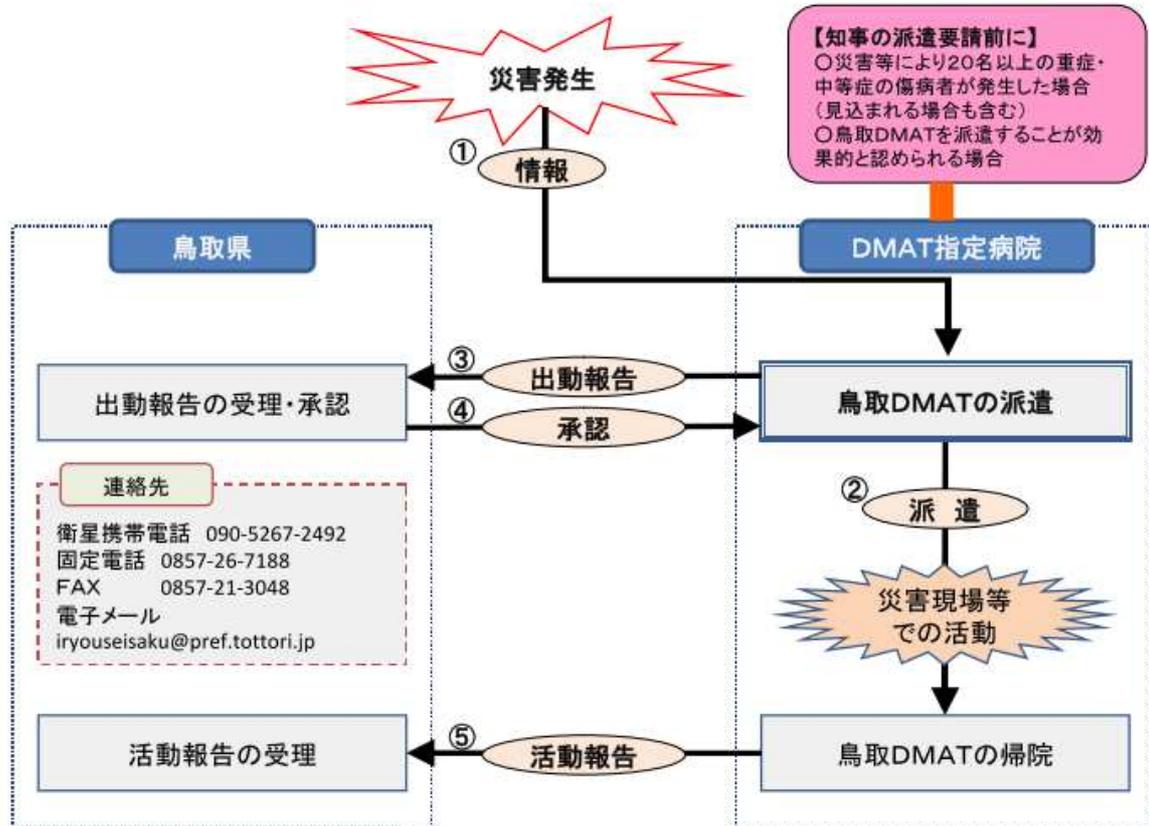
### 鳥取DMATの派遣に関する流れについて



区分	番号	実施主体	内容
情報提供	①	県民など	災害等の発生を知った県民などは、消防局に救急車を要請する。
派遣要請の依頼	②	消防局	災害等の発生の情報を得た消防局は、派遣基準に該当する可能性がある場合は、電話により指定病院にDMATの派遣要請を依頼する。
派遣	③	DMAT指定病院	派遣要請の依頼を受けた指定病院の長は、所属するDMATを派遣させる。
派遣要請の報告	④	消防局	派遣要請を依頼した消防局は、速やかに医療政策課に報告する。
承認	⑤	医療政策課	医療政策課は、消防局の派遣要請依頼に基づく出動を承認する。
出動の報告	⑥	DMAT指定病院	指定病院の長は、出動後、速やかに医療政策課に報告する。
活動の報告	⑦	DMAT指定病院	出動したDMATは活動終了後、指定病院の長を通じて報告書を医療政策課に提出する。

特 例  
(指定病院の判断)

### 鳥取DMATの派遣に関する流れについて



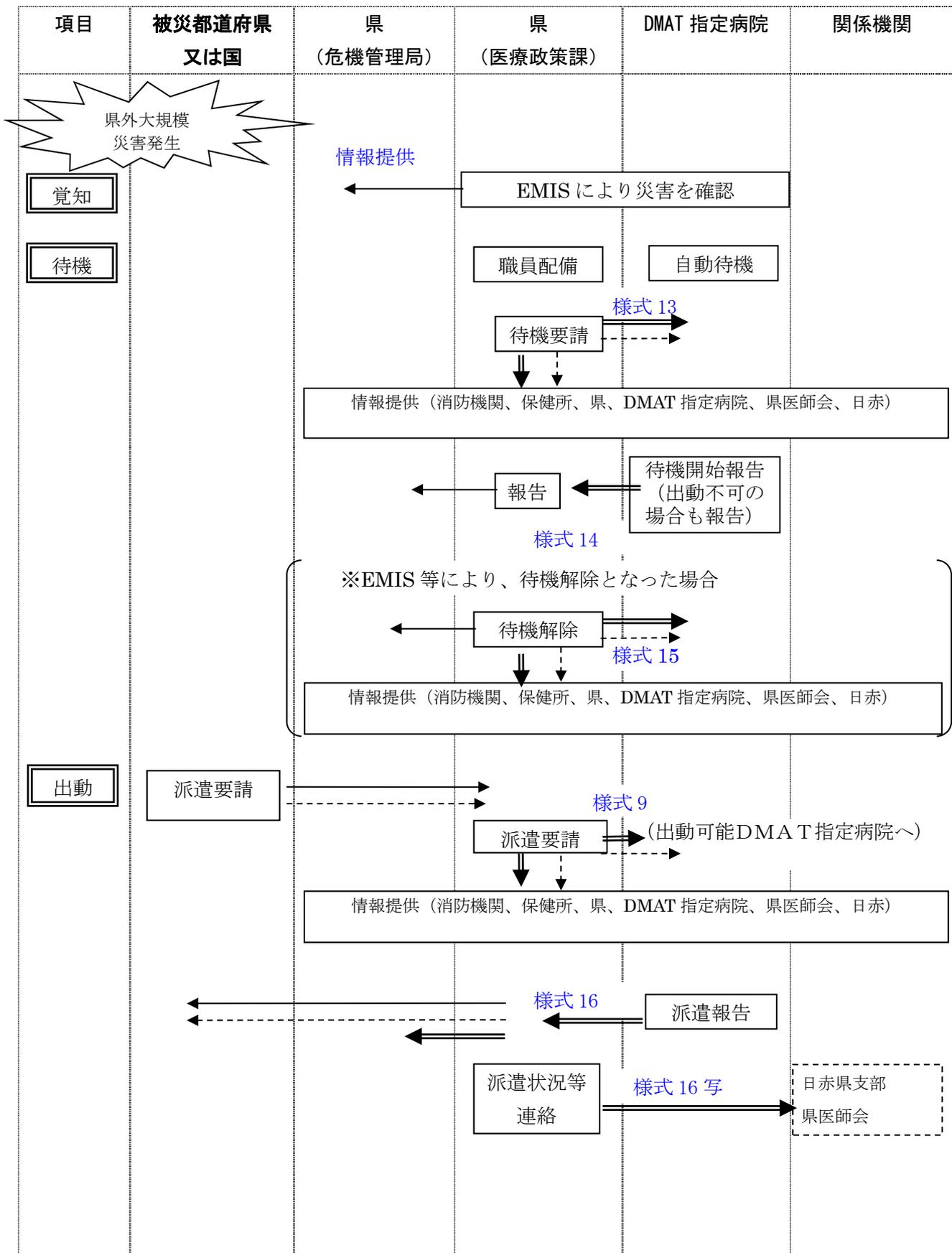
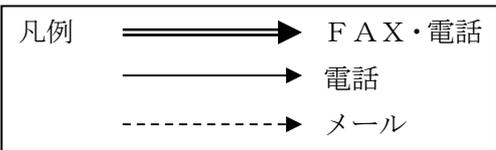
区分	番号	実施主体	内容
情報提供	①	覚知など	災害等の発生を覚知する。
派遣	②	DMAT指定病院	指定病院の長は、医療政策課の派遣要請を受ける前に、派遣基準に相当するものとして必要と認めるときは所属するDMATを派遣させる。
出動の報告	③	DMAT指定病院	指定病院の長は、出動後、速やかに医療政策課に報告する。
承認	④	医療政策課	医療政策課は、派遣基準に相当すると認められる派遣を承認する。
活動の報告	⑤	DMAT指定病院	出動したDMATは活動終了後、指定病院の長を通じて報告書を医療政策課に提出する。

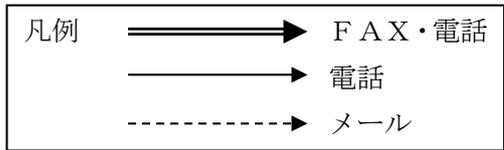
## Ⅵ 鳥取DMAT出動フロー図

- 1－（1） 県外大規模災害発生時 <本県に影響のない場合>
- 1－（2） 県外大規模災害発生時 <近隣大規模災害の場合>
- 2－（1） 県内災害発生時 <大規模災害の場合>
- 2－（2） 県内災害発生時 <県内局所集団災害の場合>

フロー図 1

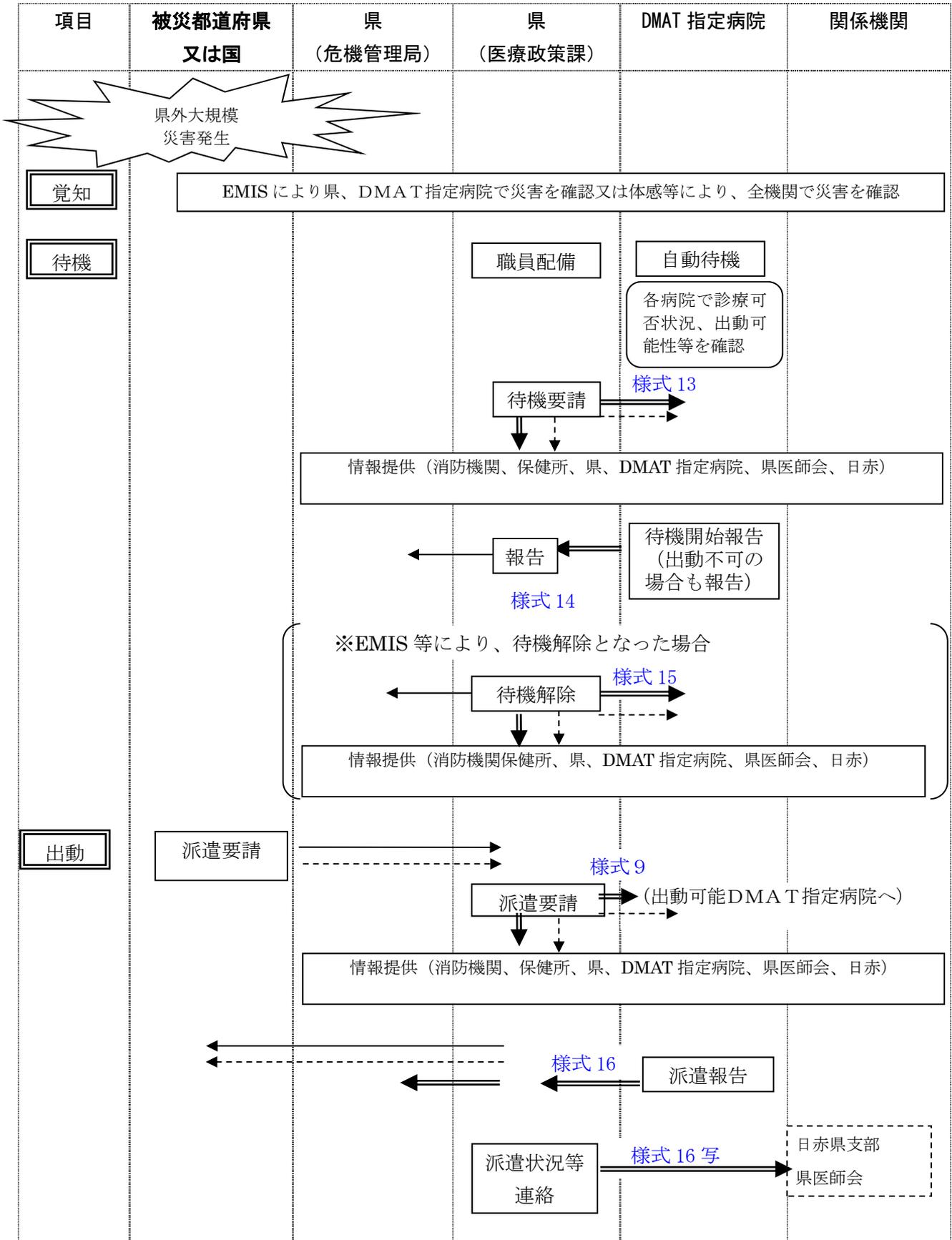
【 1 県外大規模災害発生時（1）本県に影響のない場合 】

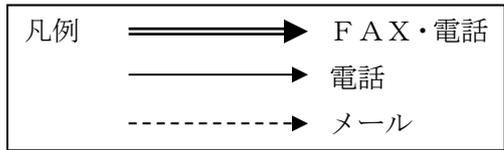




フロー図 2

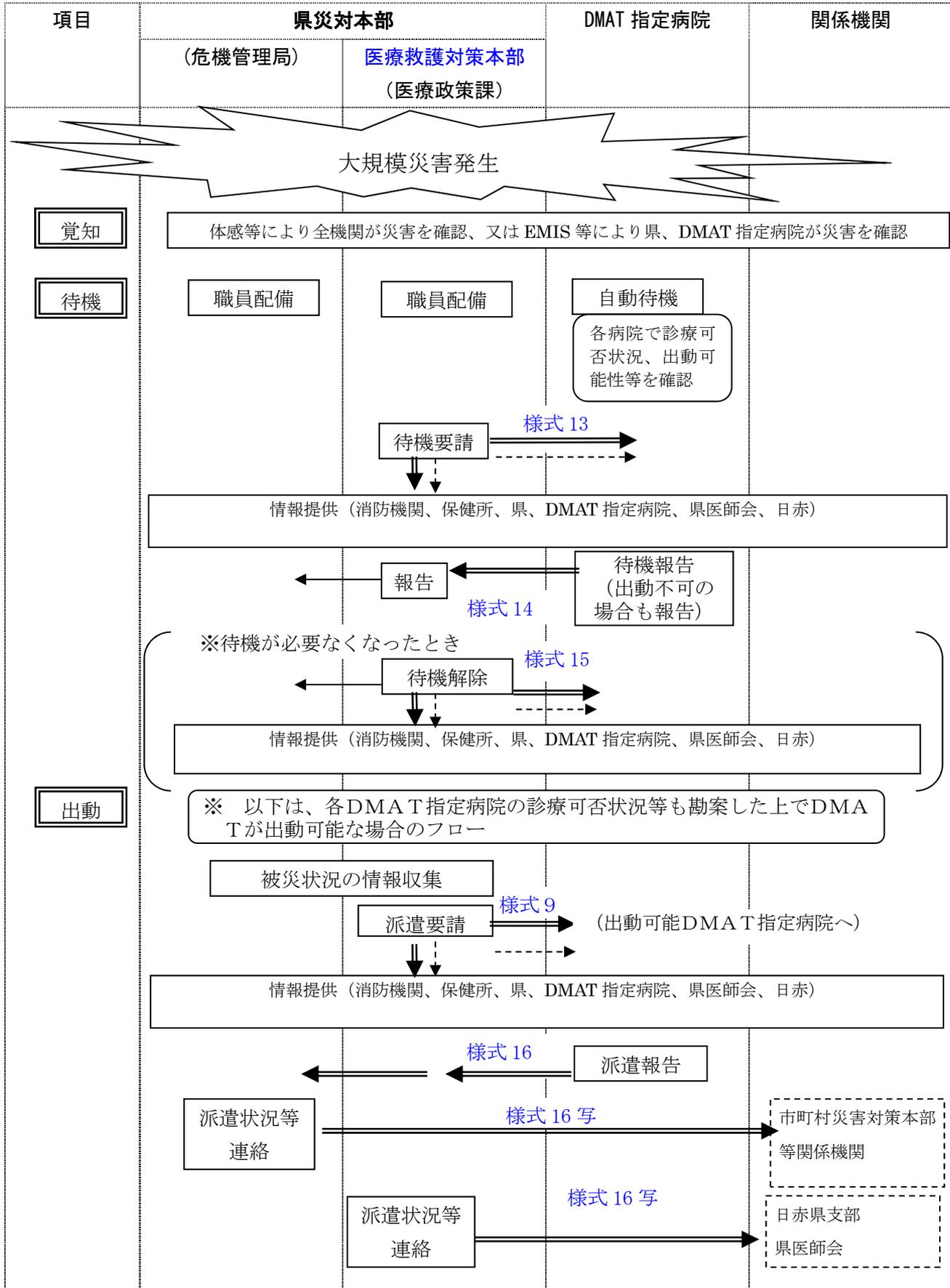
【1 県外大規模災害発生時（2）近隣大規模災害の場合（本県にも影響ある場合）】





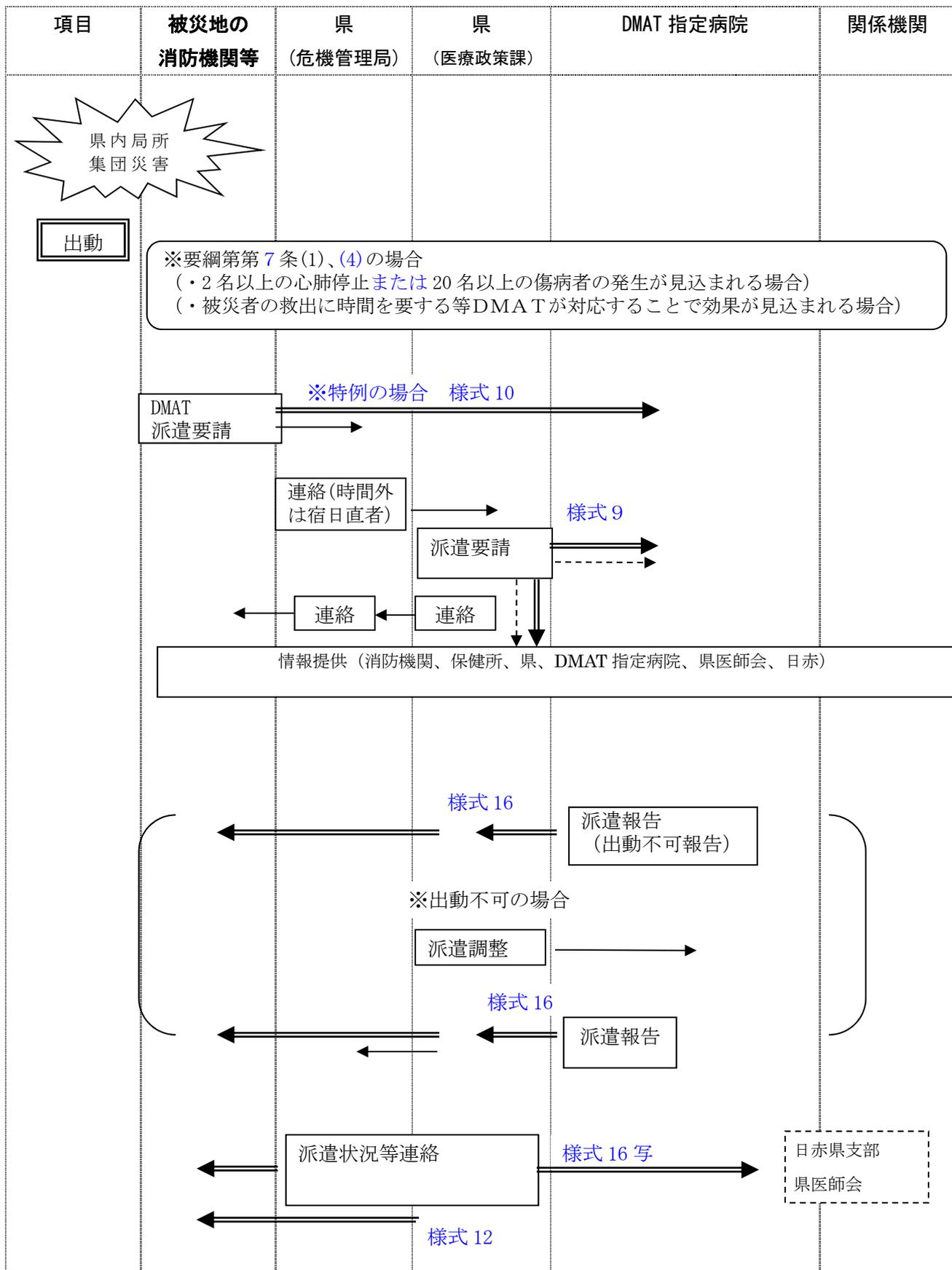
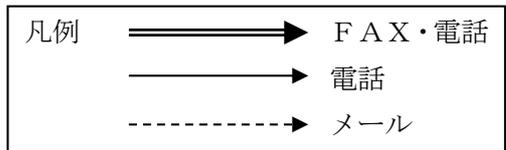
フロー図3

【2 県内災害発生時（1）大規模災害の場合】



フロー図 4

【2 県内災害発生時（2）県内局所集団災害の場合】



## 鳥取DMA T関係機関連絡先一覧

### 資料 1

#### (1) 鳥取DMA T指定病院一覧

病 院 名	代表電話番号	DMA T要請時		衛星携帯電話
		電話番号	F A X 番号	
県立中央病院	0857-26-2271	0857-26-2271 (内線: 2266)	0857-29-3227	090-9063-1913(固定) 080-1933-2084(可搬)
鳥取赤十字病院	0857-24-8111	0857-24-8111	0857-22-7903	090-4573-6800(固定)
県立厚生病院	0858-22-8181	0858-22-8181	0858-22-1350	090-4575-9078(固定)
		5230-180(防災無線)		090-6846-7785(可搬)
鳥取大学医学部 附属病院	0859-33-1111	0859-38-6698	0859-38-6900	090-5266-6806(固定) 080-1939-3143(可搬)

### 資料 2

#### (1) 県(平常時)

機 関 名	時間帯	電話番号	F A X 番号	備考
鳥取県危機管理局 危機管理政策課	平 日	0857-26-7064	0857-26-8137	危機管理政策課長席
	時間外	0857-26-7064	0857-26-8137	当直室へ転送
鳥取県福祉保健部 医療政策課	平 日	0857-26-7188	0857-21-3048	医療政策課長席
	時間外	080-1914-3157	—	
鳥取市保健所	平 日	0857-22-5163	0857-22-5669	
	時間外	080-1633-4050	—	※0857-22-8111(代表)
中部福祉保健局	平 日	0858-23-3140	0858-23-4803	
	時間外	080-1922-9319	—	
西部福祉保健局	平 日	0859-31-9306	0859-34-1392	
	時間外	090-5690-9038	—	

#### (2) 県(災害対策本部設置時)

機 関 名	区分	電話番号	F A X 番号	備考
県災害対策本部	電 話	0857-26-7878	0857-26-8137	
	防災無線	5200-110	—	
県保健医療福祉対策本部 (医療政策課内)	電 話	0857-26-7188	0857-21-3048	
	衛星携帯電話	090-5267-2492	—	
消防防災航空センター	電 話	0857-38-8126 (090-3370-2511)	0857-38-8127 (090-3370-6664)	( )内は 時間外連 絡先
	防災無線	5500-60	5500-19	

機 関 名	区 分	電話番号	F A X 番号	備考
鳥取市医療対策部 (鳥取市保健所)	電 話	0857-22-5668	0857-22-5669	
	衛星携帯電話	090-7999-4201	—	
中部保健医療福祉対策支部 (中部福祉保健局)	電 話	0858-23-3121	0858-23-4803	
	衛星携帯電話	090-7999-4203	—	
西部保健医療福祉対策支部 (西部福祉保健局)	電 話	0859-31-9306	0859-34-1392	
	衛星携帯電話	090-7999-4205	—	

### 資料 3

#### 消防機関等一覽 (2)

機関名	電話番号 防災無線(衛星系)	F A X 番号 防災無線	所轄市町村
東部広域行政管理組 合消防局	0857-23-2301	0857-26-9406	鳥取市、岩美町、智頭町 若桜町、八頭町
	5510-260	5510-19	
中部ふるさと広域連 合消防局	0858-26-2123	0858-26-7186	倉吉市、湯梨浜町、 三朝町、北栄町、琴浦町
	5520-60	5520-19	
西部広域行政管理組 合消防局	0859-35-1962	0859-35-1964	米子市、境港市、日吉津村 大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町
	5530-11	5530-19	

### 資料 4

#### 医療関係機関一覽

機関名	区 分	電話番号	F A X 番号
日本赤十字社 鳥取県支部	電話	0857-26-8367	0857-29-3090
	時間外連絡先	090-7998-9372	—
公益社団法人 鳥取県医師会	電話	0857-27-5566	0857-29-1578
	衛星携帯	090-9504-3822	—
一般社団法人 鳥取県東部医師会	電話	0857-32-7000	0857-22-2754
	衛星携帯電話	090-9063-4299	—
公益社団法人 鳥取県中部医師会	電話	0858-23-1321	0858-23-1323
	衛星携帯電話	090-9063-0875	—
公益社団法人 鳥取県西部医師会	電話	0859-34-6251	0859-34-6252
	衛星携帯電話	090-9506-8063	—

## DMAT標準医療資機材

## DMAT赤バッグ医療資機材

Ver.2.1(平成26年3月14日改定)

## 気管挿管セット 3セット

挿管チューブ 6/7/8	各1
カフ用シリンジ 20cc	1
気管チューブホルダー	各1

## 静脈路確保セット 3セット

静脈留置針 18/20/22G	各1
骨髄輸液針 option 16/18G	各1
駆血帯	1
アルコール綿	3
点滴回路(輸液/ポンプ)	各1
三方活栓付延長チューブ	1
固定用透明フィルム	1
固定用絆創膏	2
輸液(生理食塩水) option	1

## 外科的気道確保セット 1セット

ペアン(曲):1	}	1
クーパー型短鉗:1		
持針器:1		
有鉤撮子:1		
針 角4:1		
筋鉤1A:1		
穴開きドレープ	1	
ガーゼ 八つ折(5)	1	
DISPOメス No.11	1	
針付きナイロン縫合糸 3-0	1	
消毒用綿球、撮子	各1	
滅菌手袋 5.5/6/7/7.5	各1	
気切用挿管チューブ 7	1	
経皮的局所麻酔剤	1	
輪状甲状靱帯穿刺用キット	2	

## 単品

喉頭鏡	
ブレード 2/3/4	各1
スタイレット	2
マギール鉗子	1
開口器	2
舌鉗子	2
カフ用シリンジ20ml	1
バイドブロック	3
固定用テープ	各種
電池	各種
経皮的局所麻酔剤	1

## 単品

リザーバー付きマスク	3
酸素延長チューブ	3
酸素延長チューブコネクター	3
フィルター	2
Tピース	1
吸引カテーテル6.10.12.14.16	各3
経鼻エアウェイ 6.7.8	各1
バックバルブマスク	2
SpO2モニター	1
血圧計	2
モニター用電池	各種
心電図モニター用電極(シール)	3セット
手袋(雑)	1
吸引器	1
聴診器	2
ペンライト	1
体温計	1
はさみ	1
サージカルマスク	1箱
固定用絆創膏	5
ポンプ用輸液セット	3
成人用輸液セット	3
小児用輸液セット	3
三活付延長チューブ	3
インスリン用シリンジ	3
注射用シリンジ1ml	3
注射用シリンジ2.5ml	5
注射用シリンジ5ml	5
注射用シリンジ10ml	5
注射用シリンジ20ml	5
注射用シリンジ50ml	3
18G注射針	30
23G注射針	10
静脈留置針14/16/18/20/22/24G	各3
カテラン針22/23G	各5
保護栓	15
アルコール綿	適宜
メモ用紙(白紙)	1
医療搬送カルテ	10
2号用紙	10
被災者名簿	10
広域搬送適応基準	1
トリアージタグ	20
筆記用具	5
下敷き	5
SCU受付用紙	10

DMAT標準医療資機材

DMAT黄バッグ医療資機材

Ver.2.1(平成26年3月14日改定)

単品

4つ折ガーゼ	5
8つ折ガーゼ	5
消毒セット	2
滅菌手袋5.5~7.5	各2
三角布	3
穴あきドレープ	1
滅菌ドレープ	1
手袋(雑)	各1箱
スプリント	1
固定テープ	5
弾性包帯3号	2
弾性包帯4号	5
透明フィルム	10
膀胱留置カテーテル16Fr	1
平オムツ	2
ゴミ袋	1袋
体温計	1
ネックカラー 成人用	1
洗浄用生食500ml	1
ポビドンヨード液	2
経皮的局所麻酔剤	2本
血糖測定器	1
血糖測定用チップ	10本
エスマルヒ	1

胸腔ドレナージセット 2セット

胸腔ドレナージセット ペアン(曲):1 クーパー型短鉗:1 持針器:1 有鉤撮子:1 針 角4:1	1
ドレーンバッグ	1
ハイムリッヒバルブ	1
消毒用綿球、撮子	各1
ナイロン縫合糸 3-0	1
メス No.11	1
滅菌手袋 5.5/6/7/7.5	各1
静脈留置針 14G	2
穴開きドレープ	1
ガーゼ 八つ折	1
固定用絆創膏	2
固定用透明フィルム	1
胸腔ドレーン28Fr、20Fr	各2

切開縫合セット 1

ペアン(曲):2 コッヘル(直):2 モスキートペアン(曲):2 短クーパー:1 持針器:1 有鉤撮子:1 無鉤撮子:1 筋鉤1A:1 ゾンデ:1 針 角2/3/5:各1	1
滅菌手袋 5.5/6/7/7.5	各1
消毒用綿球、撮子	各1
ディスポメス No.11.10	各1
穴開きドレープ	1
ガーゼ 八つ折(20)	1
ガーゼ 四つ折(20)	1
スキンステイプラー	1
針付きナイロン縫合糸 3-0	2

胃管セット 2セット

胃管 14/16/18F	各1
胃管用三方活栓	1
排液用バック	1
経皮的局所麻酔剤	1
吸引用シリンジ	1
固定用絆創膏	1

腸管脱出セット 1

ビニール袋(できれば滅菌)	1
生食100ml	1
18G注射針	1
固定用絆創膏	1
ガーゼ 四つ折(20)	1

穿通性外傷 1

固定用タオル	2
固定用絆創膏	1

開放性気胸セット 1

ビニール袋(できれば滅菌)	1
固定用絆創膏	1

骨盤骨折 1

シート	1
雑鉗子	2
固定用テープ 7.5cm幅	1
簡易骨盤固定器具option	1

フレイル外固定セット 1

固定用タオル	1
固定用絆創膏	1

DMAT標準医療資機材

DMAT緑バッグ医療資機材

Ver.2.1(平成26年3月14日改定)

切開縫合セット 1

速乾性手指消毒剤	1
アルミシート	3
ステイプラー	2
ポンプ用輸液回路	5
成人用輸液回路	5
小児用輸液回路	5
三活付延長チューブ	5
固定用スプリント	1
消毒用綿球、撮子	各2
4つ折ガーゼ	10
8つ折ガーゼ	5
平オムツ	2
ネックカラー 成人/小児	各1
穴あきドレープ	2
滅菌ドレープ	2
尿道留置カテーテル16Fr	2
中心静脈路キット (ダブル)	2
網包帯(中)	1
ゴミ袋	1
針捨てBOX	1
ハザードバック	1

ペアン(直):2 コツヘル(直):2 モスキートペアン(曲):2 クーパー型短鉗:1 持針器:1 有鉤撮子:1 無鉤撮子:1 筋鉤1A:1 ゾンデ:1 針 角2/3/5:各1	1
滅菌手袋 5.5/6/7/7.5	各1
消毒用綿球、撮子	各1
ディスポメス No.11.10	各1
穴開きドレープ	1
ガーゼ 八つ折(20)	1
ガーゼ 四つ折(20)	1
スキンステイプラー	1
ナイロン縫合糸 3-0	2

胃管セット 1

胃管 14/16/18F	各1
胃管用三方活栓	1
排液用バッグ	1
キシロカインゼリー	1
吸引用シリンジ	1
固定絆創膏	1

## DMAT標準医療機器・関連機材

Ver.2.1(平成26年3月14日改定)

体外式自動除細動器(AED)	1
携帯型超音波診断装置(エコー)	1
移動用モニター(付属品含む)(※)	2
モニター用充電コード	2
モニター用予備バッテリー	2
輸液ポンプ(※)	2
ポンプ用充電コード	2
携帯用吸引器	1
携帯型人工呼吸器(付属品含む)(※)	1
(酸素駆動型人工呼吸器は酸素ポンベとの適合性を考慮)	
呼気終末CO2モニターoption	1
ディスポーザブル人工蘇生器	10
バックボード	1
バックボード用ストラップ	1
固定用結束バンド(※※)	1
酸素ポンベ	2
減圧弁・流量計付	2
簡易点滴台	2
毛布	2
担架	2
ターポリン担架	2

※モニター、輸液ポンプ、人工呼吸器、AED、携帯型吸引器については長時間バッテリー駆動が可能なものが望ましい

※※バックボードへの資機材固定用バンドについて(結束バンド)  
結束バンド(インシュロック)は以下のものを推奨しますがこれに準ずるものであれば可能です。

メーカー	OHM(オーム)電機
名称	幅広ロックタイ
370mm	50本入り 結束内径102mm 引張強度54.4kg 幅7.6mm

DMAT標準薬剤リスト			
対象3人		Ver.2.1(平成26年3月14日改定)	
区分	薬品名	数量	備考
細胞外液補充液	生理食塩液 500ml	3	
	リンゲル液 500ml	5	
その他輸液	20%D-マンニトール注射液 300ml	1	
	7%炭酸水素ナトリウム注射液 250ml	1	
	7%炭酸水素ナトリウム注射液 20ml	5	
	生理食塩液 100ml	5	
	生理食塩液 20ml	10	
	5%ブドウ糖液 20ml	5	
蘇生薬剤一式	0.1%エピネフリン注シリンジ 1ml	5	
	2%塩酸リドカイン静注用シリンジ 5ml	3	
	0.05%硫酸アトロピン注シリンジ 1ml	3	
	臭化ベクロニウム静注用 10mg	3	毒薬
	塩酸ブプレノルフィン注 0.2mg	麻薬がないとき どちらか10	第2種向精神薬
	ペンタゾシン注射液 15mg		第2種向精神薬
	ミダゾラム注射液 2ml	5	第3種向精神薬
	ジアゼパム注射液 5mg	5	第3種向精神薬
	0.3%塩酸ドパミン注 600mg	1	
	2%塩化カルシウム注射液 20ml、または 8.5%グルコン酸カルシウム注射液 5ml	5	
	0.5mol硫酸マグネシウム注射液 20ml	5	
その他	50%ブドウ糖液 20ml	4	
	塩酸ニカルジピン注射液 2mg	5	
	コハク酸メチルプレドニゾロンナトリウム 静注用 125mg	5	
	ジアゼパム坐剤 10mg	5	第3種向精神薬
	塩酸ベラパミル静注 5mg	3	
処置	ポリスチレンスルホン酸カルシウム 5g、 またはポリスチレンスルホン酸ナトリウ ム散 5g	12	
	10%ポピドンヨード液 250ml	1	
	1%リドカイン注射液(局所麻用) 10ml	10	
	注射用蒸留水 20ml	10	
吸入	塩酸プロカテロールエアゾール 10 $\mu$ g	1	
スプレー	ニトログリセリン舌下スプレー 0.3mg	1	
麻薬	※塩酸ケタミン静注用 200mg	1	麻薬

※「DMAT 登録医師が麻薬施用者免許を受けた都道府県以外にDMATとして出場する際に麻薬を携行・施用することは差し支えない」との見解を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課麻薬係に確認済み(2011年5月)

※規格違いや同種同効薬への変更については同程度の効果が得られるような濃度・本数を各施設で考慮して下さい。また、災害の種類とフェーズに応じて必要な医薬品を各施設の判断で追加して下さい。

## DMAT標準資機材(ロジスティクス関連機材)

1チーム(隊員5名)を想定

Ver.2.1(平成26年3月14日改定)

区分	品名	数量	備考
通信機器 & 記録機器	モバイルパソコン	2台	
	パソコン用予備バッテリー	1個	
	パソコン用ACアダプター	1式	
	データカード・ルーター	2個	
	LANケーブル	2本	
	USBメモリースティック	1個	1G程度
	モバイルプリンター	1台	プリンタードライバー付
	プリンター用ケーブル	1組	
	プリンター用ACアダプター	1式	
	プリンター用紙	500枚	
	プリンターインクカートリッジ	2組	
	小型プロジェクター	1台	
	接続ケーブル	1式	
	デジタルカメラ	1台	
	デジタルカメラ用充電器	1個	
	パソコン接続ケーブル	1組	
	衛星携帯電話(データ通信対応機種)	1台	BGAN・ワイドスターⅡ等
	衛星携帯電話用予備バッテリー	1個	
	衛星携帯電話用ACアダプター	1式	
	衛星携帯電話用外部アンテナ	1台	
	衛星携帯電話アンテナ用延長ケーブル	1式	
	衛星携帯電話用パソコン接続ケーブル	1式	
	トランシーバー	5台	可能であれば簡易業務用無線
	トランシーバー用充電器	5個	
	拡声器	1台	
	テーブルタップ	1個	3口(アース付)
	電源プラグ変換器(3P-2P変換)	2個	
	携行用バッテリー(医療機器用)	1台	
	車載用ACコンセント(インバーター)	1個	
	連絡先一覧	1冊	随時追加記載
	ノート(筆記用具)	5冊	
	簡易白板用シート	1箱	ポリオレフィン製
	ホワイトボードマーカー	10本	黒・赤・青
被災地域地図(広域:都道府県地図)	1冊		
被災地域地図(詳細:市町村地図)	1冊		

生活用品 ・ 雑品	電波時計	1個	
	携帯ラジオ(可能であればワンセグTV)	1台	
	車載カーナビ(可能であればTV対応)	1台	
	ゴミ袋	20枚	
	ガムテープ	1個	
	トラテープ	1個	
	ロープ(10m程度)	1本	
	ティッシュペーパー	5箱	
	ウェットティッシュ	5個	
	荷造り紐	1個	
	毛布	5枚	
	寝袋	5個	冬季・寒冷地
	ポリタンク(折りたたみビニール製)	1個	
	簡易トイレ	5個	
	懐中電灯	2個	
	道路地図	1冊	
	被災地近隣地図	1冊	
	ブルーシート	1枚	
	万能ナイフ	1個	
	ビニールカッパ	5個	
	ごみ箱(針捨てBOX)	1個	感染性廃棄物用
タイヤチェーン	1組	冬季・寒冷地(スタットレス可)	
非常食	ミネラルウォーター(500ml×24入り)	2箱	
	非常食(例:パン缶・惣菜缶等)	20食	
	インスタントコーヒー・お茶・味噌汁	1箱	
調理器具	カセットコンロ(簡易ストーブ)	1式	
	カセットコンロ用ボンベ	2個	
	やかん	1個	
	簡易食器	1式	
	紙コップ	20個	
	割り箸	50膳	

※収納にあたっては、コンパクトで機能的なケース等を用いたパッキングをおこなうこと。

DMAT標準装備(個人装備)1

Ver.2.1(平成26年3月14日改定)

区分	品名	数量	備考
服装	DMATジャケット(ベスト)	1着	派遣時着用
	帽子	1着	派遣時着用
	手袋	1組	
	安全靴	1足	派遣時着用
	災害服(上下)	1着	派遣時着用
	ヘルメット	1個	
	ヘッドランプ	1個	
	ヘッドランプ用乾電池	2組	
	ゴーグル	1個	
	肘あて・膝あて	1組	
	感染防護衣	1着	
	ウエストバック	1個	
	防塵マスク	1個	
	レインコート・ポンチョ・カッパ	1着	雨具
	防寒着	1着	冬季
	白衣・手術着等	1着	病院支援時に状況に応じ着用
個人装備	日本DMAT隊員登録証	1枚	
	自動車運転免許証	1枚	免許所有者
	腕時計(秒針付き)	1個	
	携帯電話	1台	
	携帯電話充電器	1個	
	着替え	1式	概ね3日
	タオル	1式	
	洗面道具	1式	
	常備薬	1式	必要に応じて
	現金(小銭を含む)	1式	別にチームとして必要額
名刺	20枚		

DMAT標準装備(個人装備)2

Ver.2.0(平成23年12月21日改定)

区分	品名	数量	備考
ウエストバック内装備	聴診器	1個	ウエストバックにて常に携行
	ペンライト、乾電池	1個	
	サージカルマスク	5枚	
	固定用テープ(2.5cm)	1個	
	包帯	1個	
	三角巾	1枚	
	サインペン・ボールペン	1個	
	はさみ	1個	
	ガーゼ	1個	
	プラスチック手袋	5組	